



北村 あや子 区政ニュース

新たな区基本構想策定へ

現行の基本構想は2007年に策定されました。「幸福実感都市あらかわ」を将来像に掲げ、約20年が経過しましたが、区民の皆さんのが「幸福実感」は？

2011年の地方自治法改正で、自治体における基本構想の策定義務はなくなりましたが、荒川区ではまちづくりの基本理念や目指すべき姿を描き、区民共通の目標や自治体運営の指針を明確に示すため、新たな基本構想を策定することになりました。

学識経験者7名、区内各種団体の構成員13名、関係行政機関、区の職員、区議会から6名（私も審議会委員となりました）、計28名の委員で構成される審議会が1月8日設置され、区長から諮詢を受けました。

会長には都市計画や防災を専門とする廣井悠氏（東京大学先端科学技術研究センター教授）が選出され、「明るく前向きな」議論をと発言されました。



初日は、新たな基本構想策定に向けたこれまでの区の取り組みや、これまで3層で構えていた計画体系を2層にする提案など、大まかな説明を区から受けました。これから7月にかけて審議会で議論を深めます。

【問合せ】総務企画部総務企画課企画係 電話番号:03-3802-3111(内線:2111)

尾久消防団始式が行われました

1月18日日曜日に行われた尾久消防団始式に参加しました。

地域に密着した防災機関として訓練を重ねてくださっている消防団の皆

尾久消防署管内災害状況

	令和7年	令和6年	前年比
火災件数	35件	32件	+3件
焼損床面積	26m ²	196m ²	-170m ²
死者	0名	2名	-2名
傷者	5名	4名	+1名
救急件数	6,764件	6,928件	-164件
救護人員	5,958名	6,130名	-172名

さんに感謝です。消防団は18歳以上であれば男女問わず入団できます。女性もより活動しやすくなるといいですね。



尾久消防署管内の2025年の火災件数は35件。一昨年2024年より3件増えたものの、焼損床面積は-170m²のことでした。

【消防団入団に関するお問合せ】尾久消防署 電話:3800-0119

発行:日本共産党議員団 TEL:3802-4627 FAX:3806-9246 e-mail:arajcp@tcn-catv.ne.jp

<北村あや子事務所>

荒川区西尾久2-4-8-1階

TEL&FAX:3894-6668



自転車用ヘルメット購入補助終了間近～3月31日

2023年度から開始されたヘルメットの購入補助が
今年度末で終了となります。2025年10月時点で
6,150 件補助されたとのことです。
まだ購入されていない方はいかがでしょうか。



荒川区自転車用ヘルメット購入補助

概要: 対象店舗において安全基準を満たした
3,000 円以上のヘルメットを購入すると
2,000 円の購入補助を実施

対象: 区内在住者

特典: 補助申請者には鍵付きヘルメット収納袋
をプレゼント

【問合せ】生活安全課交通安全係

電話番号: 03-3802-3111(内線: 489)

今年4月から自転車の「青切符」制度

自転車の安全利用を徹底するために、4月1日から、16歳以上の方による一定の違反行為に「青切符

補助92号線(道灌山通～北区境)が

都市計画道路優先整備路線から除外されました

「東京における都市計画道路の整備方針(第5次事業化計画)(案)と進捗状況について1月15日の建設環境委員会で報告がありました。

地域住民からの反対運動があった補助92号線(道灌山通～北区境)が優先道路から除外されます。そもそも住民合意とは程遠い無理な計画でしたので、やっと「除外」か…と地域住民からの声があがりました。

新たな「リーディング路線」とは 都市計画道路が徐々に整備されてきました。今後は回遊性や賑わいを創出へと、

東京都は新たに「リーディング路線」を設定しました。全都で22か所。選定にあたり、区からはいくつかの候補を上げていたようですが、最終的には「ルートにっぽり(西日暮里～日暮里)」が区内で唯一選定されました。どう整備されるかなど詳細は未定ですが、ウォーカブル(歩ける)道路空間の再編を目指すようです。

1月30日までパブリックコメント実施中 「東京における都市計画道路の整備方針(案)」のパ

ブリックコメントを都が現在実施中(QRコード)です。ご意見・ご提案をお寄せください。

(交通反則通告制度)が導入されます。

青切符の対象となるのは、信号無視・歩道通行・逆走・無灯火・傘さし運転など(反則金 6,000 円)や、スマホ通話などながら運転(反則金 12,000 円)などの「反則行為」です。

ただし、飲酒運転(酒酔い・酒気帯運転)や、違反により実際に交通事故を発生させた場合は、青切符対象外で、これまで通り「赤切符」による刑事手続きで、厳しく処理されます。

日頃から守るべき基本ルール「自転車安全利用五則」を習慣にしていきましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



日時: 2月20日(金) 18:30～20:00

会場: 北村あや子事務所

荒川区西尾久2-4-8 1階

TEL&FAX: 03-3894-6668 要予約

職場のトラブル、相続や終活のこと…一人で悩まずお気軽に相談を。弁護士と北村が伺います。

